

用語の解説

■自動車関連製造業(日本標準産業分類による)

自動車・同附属品製造業

■宇宙・航空機関連製造業(日本標準産業分類による)

航空機・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(ロケット製造業(武器用を除く。)、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業、気象観測用バルーン製造業に限る。)

■高機能素材・複合材料関連製造業(日本標準産業分類による)

製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業、石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)、ガラス・同製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)

■電気・電子機器製造業(日本標準産業分類による)

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業

■医薬品製造業(日本標準産業分類による)

■食関連製造業(日本標準産業分類による)

次の業種のいずれかに該当するもの

(1)食料品製造業

(2)飲料・たばこ・飼料製造業

(3)一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く。)又は生活関連産業用機械製造業であって、(1)(2)に関連する業種に限る

■植物工場

施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの

(1)工場と一体的に展開する植物工場(工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの)

(2)実証機能を有する植物工場(地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの)

■新エネルギー関連製造業(日本標準産業分類による)

太陽光等をエネルギー源とした新エネルギー供給業の発電事業の用に供する部品等を製造する事業(発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房調理等装置・配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業)

■新エネルギー供給業

風力、水力、地熱、バイオマスをエネルギー源として発電事業を行う事業で、次に該当するもの

(1)道内に本店を設置して事業を行うこと

(2)市町村支援の対象であること

■自然科学研究所(日本標準産業分類による)

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究、試作・実証研究を行う施設(類型Ⅰの成長産業分野に関連する業種に限る。)

■データセンター事業

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。)

■基盤技術産業(日本標準産業分類による)

工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。)、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業

■本社機能移転事業(設備投資)

事業者が道外から道内(札幌市を除く)に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもの(本社機能移転(賃借)を除く)。

■本社機能移転事業(賃借)

事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの。

- (1)建物又は建物の部分を賃貸して事業所を設置するもの
- (2)事業所の面積が 300 ㎡以上のももの
- (3)事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
- (4)道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの

■高度物流関連事業

次の要件をいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業(類型Ⅰの成長産業分野に関する事業に限る)

- (1)容積が 5,000 ㎡以上有する一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫若しくは貯蔵槽倉庫又は容積が 3,000 ㎡以上の冷蔵倉庫(食料品の温度の管理の用に供するものに限る。)を有する施設
- (2)自動仕分装置、その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
- (3)データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有する施設
- (4)流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。)の用に供する設備(単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するもの)を有する施設
- (5)太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備を有する施設

■製造業(日本標準産業分類による)

■IT産業(日本標準産業分類による)

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業

■コールセンター事業

- (1)電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務(①商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務、②新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務)
- (2)(1)の業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

■新設

つぎの各号のいずれかに該当するもの

- (1)道内に工場等を有していない者が新たに工場等を設置すること
- (2)既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
- (3)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること(次号に掲げるものを除く)
- (4)事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること。

■増設

既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの

■工業団地

道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登録されている団地(札幌市の区域以外の区域にあるもの)

■工場適地

工場立地法第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に掲載されている工場適地(札幌市の区域以外の区域にあるもの)

■工業団地・工場適地の詳細

次のHPをご覧ください。

○北海道工業団地ガイド

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/guide02.htm>

○工業団地台帳

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/daiyou.htm>

○工場適地総覧

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa